

## 岩手県地域防災計画の修正案に係るパブリックコメント意見件数及び対応状況

## 1 意見件数

受付方法	意見提出人数（人・機関）			意見件数（件）		
	県民	市町村・関係機関	計	県民	市町村・関係機関	計
郵便（持参を含む。）						
ファクシミリ	1	3	4	5	6	11
電子メール		7	7		10	10
公聴会又は説明会						
計	1	10	11	5	16	21

## 2 決定への反映状況

区分	内容	意見件数（件）
A（全部反映）	意見の内容の全部を反映し、計画等の案を修正したもの	14
B（一部反映）	意見の内容の一部を反映し、計画等の案を修正したもの	
C（趣旨同一）	意見と計画等の案の趣旨が同一であると考えられるもの	
D（参考）	計画等の案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの	5
E（対応困難）	A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの	
F（その他）	その他のもの（計画等の案の内容に関する質問等）	2
	計	21

岩手県地域防災計画の修正案に係る意見検討結果一覧表

番 号	意 見	類似意見 件数 (件)	検討結果 (県の考え方)	決定への 反映状況
1	岩手県獣医師会の業務の大綱について、岩手県獣医師会災害時動物救護対策要領等に合わせ、「愛玩動物の保護及び救護」を「愛玩動物の応急治療及び保護」に修正されたい。		御意見のとおり修正します。	A (全部反映)
2	岩手県獣医師会の担当業務について、岩手県獣医師会災害時動物救護対策要領等に合わせ、「愛玩動物の救護支援」を「愛玩動物救護のための健康相談・支援」に修正されたい。		御意見のとおり修正します。	A (全部反映)
3	岩手県薬剤師会の担当業務について、表記の統一性を図るため、「医薬品の調達・供給」を「医薬品の供給・管理」に修正されたい。		御意見のとおり修正します。	A (全部反映)
4	岩手県栄養士会の担当業務について、わかりやすい表記となるよう「栄養管理活動における栄養士の派遣」に修正されたい。		御意見のとおり修正します。	A (全部反映)
5	林野庁が所管する地すべり危険区域について、資料編と整合を図るため、その数値を修正されたい。		御意見のとおり修正します。	A (全部反映)
6	地すべり危険地区を除いた山地災害危険地区の箇所数について、国有林地内の箇所数が 329、私有林地内の箇所数が 4,092、計 4,421 に修正されたい。		御意見のとおり修正します。	A (全部反映)
7	東北総合通信局の業務の大綱について、「災害情報共有システム (Lアラート) の普及・促進に関すること」を加えられたい。		御意見のとおり修正します。	A (全部反映)

番 号	意 見	類似意見 件数 (件)	検討結果 (県の考え方)	決定への 反映状況
8	噴火警報・予報の表について、略称を削除し、 名称の記載を修正されたい。		御意見のとおり修正します。	A (全部反 映)
9	「大津波警報 (気象特別警報)」を「大津波警 報 (津波特別警報)」に修正されたい。		御意見のとおり修正します。	A (全部反 映)
10	船舶の津波に備える対応について、津波注意報 発生時においては、状況によっては小型船の港外 退避は可能な場合があるが、危険が伴う場合があ ることを記載されたい。		御意見を参考とし、小型船の港外退避のあり方について、関係 機関・団体と調整を図るなど、引き続き検討を行っていきます。	D (参考)
11	青年層・女性層の消防団での加入促進及び公務 員への入団促進について記載されたい。		御意見のとおり修正します。	A (全部反 映)
12	県及び市町村は、消防団の報酬の引上げについ て、事業を推進するよう記載しているが、出動手 当の引上げについても明記されたい。		御意見のとおり修正します。	A (全部反 映)
13	土砂災害警戒情報の伝達については土砂災害 防止法第29条を根拠とすべき。		御指摘のあった部分は「土砂災害警戒情報の伝達」に関する規 定であり、その根拠条項は第27条となります。(※平成26年11月 に行われた土砂災害防止法の一部改正により、土砂災害警戒情報 の提供に関する条項として、第27条が新設されています。) なお、御指摘の中で示された根拠条項 (第29条) は、改正前の 条項 (改正後は第31条) と考えますが、この条項は土砂災害緊急 情報の通知及び周知に関する規定となっています。	F (その他)

番 号	意 見	類似意見 件数 (件)	検討結果 (県の考え方)	決定への 反映状況
14・15	<p>本編と火山災害対策編の「火山に関する予報・警報情報」の種類と内容の表は、整合を図るべき。</p> <p>※同一趣旨の意見1件あり</p>	1	<p>本県の地域防災計画では、火山災害に特化した計画として火山災害対策編を策定しており、火山に関する具体的な内容は火山災害対策編に記載することとし、その他の災害全般に共通する内容を定めた本編では、火山に関する内容を簡潔に記載することとしています。</p> <p>御意見については、今後の参考といたします。</p>	D (参考)
16	<p>指定河川洪水警報の表中予報の種類の記事については、平成18年10月1日付国河情第3号「洪水等に関する防災情報体系の見直しについて」に示すとおり表記すべき。(例：洪水注意報(はん濫注意情報)→はん濫注意情報(洪水注意報)に見直すべき)</p>		御意見のとおり修正します。	A (全部反映)
17	<p>新旧対照表56ページの「復興計画の作成」は「復興事業の実施」とすべき。</p>		記載の誤りであり、御意見のとおり修正します。	A (全部反映)
18	<p>水防に関係のある警報・注意報等が発表された場合は、水防本部と県災害対策本部のどちらの本部も立ち上がるのか。その場合どちらの本部が優先されるのか。</p>		<p>水防に関係のある警報・注意報が発表され、洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、県水防計画に基づき県水防本部が設置されます。</p> <p>県災害対策本部は、洪水等により相当規模の災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、県地域防災計画に基づき設置されますが、県災害対策本部が設置された場合には、県水防計画に基づき、県水防本部は県災害対策本部の一部として編入され、必要な対応を行うこととなっています。</p>	F (その他)
19	<p>特別警報の種類と発表基準の備考2がどこを指しているのか分からない。</p>		<p>御指摘の備考2については、特別警報の発表基準全般に対しての補足説明として記載しているものです。</p> <p>ご意見については、今後の参考といたします。</p>	D (参考)

番 号	意 見	類似意見 件数 (件)	検討結果 (県の考え方)	決定への 反映状況
20	<p>計画の各編に明記される「避難支援従事者」「避難支援等関係者」「避難支援者」について、同一の意味で用いられている場合には、文言の統一を図るべき。</p>		<p>御指摘のありました「避難支援従事者」「避難支援等関係者」「避難支援者」については、すべて避難支援を行う者を指すものとして用いていますが、それぞれ異なる意味で用いています。</p> <p>まず、「避難支援従事者」は「消防団、自主防災組織、民生委員、児童委員、社会福祉施設職員等の者であって、避難の誘導、避難者の確認等に従事する者」であり、災害時において避難誘導等の避難支援を行う者を指すものとして用いています。</p> <p>また、「避難支援者」については、現実に避難行動要支援者の避難支援を行う者を指すものとして用いており、例えば、消防団等に所属せず、近所の要支援者の避難支援を行う住民は「避難支援者」に該当します。</p> <p>最後に、「避難支援等関係者」は、平成25年度における災害対策基本法において、位置付けられた用語であり、「消防機関、都道府県警察、民生委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者」を指し、市町村地域防災計画に位置付けられることにより、平常時から避難行動要支援者名簿の提供を受けることが出来る者を指して用いています。</p> <p>御意見については、今後の参考とさせていただき、引き続き、わかりやすい表記を検討していきます。</p>	D (参考)
21	<p>「保健活動班」について設置主体や班の定義について明記していただきたい。</p>		<p>平成23年度において、「保健活動班」は「健康管理活動班」に修正していますが、1-3-136ページに記載されている「保健活動班」は修正漏れでしたので、修正します。</p>	A (全部反映)